

薬学会会則および各種規程

愛知学院大学薬学会会則

第一章 総則

第1条 本会は愛知学院大学薬学会と称する。

第2条 会の事務局は愛知学院大学薬学部内に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 本会は愛知学院大学薬学部設立の趣旨に則り、薬学に関する研究・教育を通じ、学問の水準を向上せしむるとともに、国民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達するために以下の事業を行う。

1. 機関誌「愛知学院大学薬学会誌」の刊行
機関誌発行に関する細則は別途これを定める。
2. 総会、学術講演会の開催
3. その他、本会の目的達成のために必要な事項

第三章 会員

第5条 本会は以下の会員をもって構成される。

1. 正会員 薬学部教員
2. 準会員 薬学部在学生及び大学院在学生
3. 名誉会員 本会の功労者で幹事会において推薦され、総会で承認された者
4. 賛助会員 本会の目的に賛同し幹事会の承認を経た者

第6条 正会員、準会員は在籍と同時に自動的に入会とする。

第7条 賛助会員は、申し込み用紙に所定の事項を記入し事務局に申し込むこと。

第8条 会員は機関誌の配布を受ける。

第9条 会員は毎年度所定の会費を前納しなければならない。

第四章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 （1名）本学薬学部長がこれにあたる。
2. 副会長 （1名）教務主任がこれにあたる。
3. 評議員 （若干名）正会員のうちから会長がこれを委嘱する。
4. 監事 （2名）正会員のうちから会長がこれを委嘱する。

第11条 会長は本会を代表し会務を統括する。

第12条 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。

第13条 評議員は本会の庶務、会計、学術講演会、会誌の編集などの会務を分掌し、会務に関わる重要事項を審議決定する。

第14条 監事は会計を監査する。

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第五章 総会

第 16 条 会長は本会の活動報告、会務の報告を目的に年次総会を招集する。

第 17 条 年次総会は 4 月または 5 月に開催する。

第 18 条 総会は正会員および準会員の代表（各学年 2 名）をもって構成する。

第 19 条 総会は 18 条における構成員の 1/2 の出席をもって成立する。

第 20 条 上記 18 条の構成員が総会に出席できない場合は委任状で議決権を行使できる。

第 21 条 総会の議決は出席者の過半数をもって承認される。

第六章 会計

第 22 条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第 23 条 本会の会計年度は 4 月から翌年の 3 月とする。

第 24 条 会計報告は年次総会においておこなう。

第七章 会則の変更

第 25 条 本会の会則変更は評議員会の議を経て総会においてこれを議決する。

第 26 条 本会則に関する細則は別途これを定める。

附記

本会則は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 22 年 10 月 1 日より施行する。

本会則は平成 27 年 5 月 1 日より施行する。

愛知学院大学薬学会細則

愛知学院大学薬学会会則（以下、「会則」という）第 26 条の規定に基づき、愛知学院大学薬学会細則を定める。

【会則第 4 条関係】

第 1. 会則第 4 条第 3 号に規定するその他、本会の目的達成に必要な事項については、以下に定めるものとする。

1. 会則第 5 条に規定する会員の教育、研究、調査及び学会参加等に関する支援事業
2. 愛知学院大学薬学部の研究設備・機器等の充実に関する支援事業
3. その他総会において必要と認められた事業

附記

本細則は平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

愛知学院大学薬学会雑誌投稿規程

投稿される論文は、その内容が未投稿及び未掲載であって、独創的な知見を含むものに限りします。なお、愛知学院大学薬学会会員以外からの投稿も受け付けます。投稿の際には、査読候補者を一名必ず明記してください。本誌は愛知学院大学薬学会役員からなる編集委員で構成されます。投稿論文は、原則として1名以上の審査員の評価に基づき担当編集委員が採否を決定します。

1. 論文の類別

論文は投稿による総説と一般論文があります。用語は日本語及び英語とします。

- 1) 総説：著者の研究成果をまとめたもので主題が明確であること。研究は必ずしも完成してなくてもよいが、かなりの結論や実験的証拠の整ったもの。
- 2) 一般論文：独創的研究で得られた有意義な新知見を含む論文。

2. 投稿方法

初回原稿は、Word ファイルで作成し、編集委員会に投稿してください。また図及び表は、本文テキスト中に組み込まず、Word、Excel、PowerPoint、又は PDF 等の一般的な形式の別ファイルで提出してください。

3. 原稿作成

1) 原稿

原稿は、原則として 12 ポイントの MS 明朝(和文)あるいは Times New Roman(英文)のフォントを用い、化合物番号・数字はすべてアラビア数字を使用してください。すべてのファイルには、A4 (幅 210 mm×高さ 297 mm)用紙でのページ設定をしてください。

(カバーレター)

和文で連絡著者情報（連絡著者名、所属機関及び住所、電話番号、Fax 番号、E-mail アドレス）を記載してください。

(第 1 頁)

論文表題、著者名（フルネーム）、所属機関、所属住所（郵便番号）について和英併記で記載してください。連絡著者はその名前の右肩にアステリスク（*）を付し、脚注に E-mail アドレスを記載してください。所属機関が複数の場合は、上付の a, b, c・・・, を著者名の後ろと所属機関の前に付してください。

(例)

愛学花子^{a*,b}、John Smith^c、本山太郎^b

Hanako Aigaku^{a*,b}, John Smith^b, and Taro Motoyama^b

^a 愛知学院大学薬学部分子生物学講座(〒464-8650 名古屋市千種区楠元町 1-100)

^b 愛知学院大学歯学部附属病院薬剤部(〒464-8651 名古屋市千種区末盛通 2-11)

^aDepartment of Molecular Biology, School of Pharmacy, Aichi-Gakuin University; 1-100 Kusumoto-cho, Chikusa-ku, Nagoya 464-8650, Japan

^bHospital Pharmacy, Aichi Gakuin University Dental Hospital; 12-11 Suemori-dori, Chikusa-

ku, Nagoya 4464-8651, Japan

(第2頁)

サマリー (250 語以下) 及びキーワード (3~5 語) を英文で記載してください。

(第3頁以降)

本文、謝辞、引用文献、図の説明、表、図の順に記載してください。構造式、図、表などにも、通しのページ数を記載してください。

2) 構造式・図・表

図及び表等は英文で、A4 用紙に 1 つずつ記載 (縦、横使用可) し、化合物番号、図及び表等には、すべてアラビア数字を使用してください (例: Fig. 1、Table 1 など)。図及び表等のタイトル・説明文は、英文で別紙に記載してください。本文テキスト中で図及び表等を示す際に、表は“Table”、図は“Fig. XX”、文頭では“Figure XX”と英文で表記してください。表は本文テキストの後に配置し、出現順にアラビア数字で番号を付け、表のタイトルは表の上に記載してください。表の脚注はテーブルのすぐ後に配置してください。表の後に図を配置し、出現する順にアラビア数字で番号を付け、図のタイトルは図の下に記載してください。図の説明文(Figure Legends)は、図中に記載せず、本文テキストの「REFERENCES」の後に、記載してください。

3) 略語

初出時にスペルアウトし、その直後に略語を()内に示し、以下それを用いてください。定義しないで使用できる略語は次のとおりです。

ADP (adenosine 5'-diphosphate), AIDS (acquired immunodeficiency syndrome), AMP (adenosine 5'-monophosphate or adenylic acid), ANOVA (analysis of variance), ATP (adenosine 5'-triphosphate), cAMP (adenosine 3',5'-cyclicmonophosphate), cDNA (complementary DNA), CoA (coenzyme A), CYP (cytochrome P450), DNA (deoxyribonucleic acid), ED₅₀ (50% effective dose), ESCA (electron spectroscopy for chemical analysis), ESR (electron spin resonance), FAB-MS (fast atom bombardment-mass spectrometry), FAD (flavin adenine dinucleotide), GC-MS (gas chromatography-mass spectrometry), GLC (gas-liquid chromatography), GMP (guanosine 5'-monophosphate), HOMO (highest occupied molecular orbital), HPLC (high-pressure liquid chromatography or high-performance liquid chromatography), IC₅₀ (50 % inhibitory concentration), IR (infrared), LC (liquid chromatography), LC-MS (liquid chromatography-mass spectrometry), LD₅₀ (50% lethal dose), LUMO (lowest unoccupied molecular orbital), MO (molecular orbital), mRNA (messenger RNA), MS (mass spectrum), NMR (nuclear magnetic resonance (as ¹³C-NMR, ¹H-NMR)), OTC (over the counter), PCR (polymerase chain reaction), QOL (quality of life), P450 (as in cytochrome P450), RNA (ribonucleic acid), RT-PCR (reverse transcription-polymerase chain reaction), rRNA (ribosomal RNA), STO (Slater-type orbital (as STO 3G)), TLC (thin layer chromatography), tRNA (transfer RNA), UV (ultraviolet), WHO (World Health Organization)

4) 単位

length (m, cm, mm, μ m, nm, Å), mass (kg, g, mg, μ g, ng, pg, mol, mmol), volume (L, mL, mL), time (s, min, h, d), temperature (°C, K), radiation (Bq, dpm, Gy, Sv), concentration (M, mM, mol/L, mmol/L, mg/mL, μ g/mL, %, % (v/v), % (w/v), ppm, ppb)

5) スペクトル、元素分析等の記載例

$^1\text{H-NMR}$ (CDCl_3) δ : 1.25 (3H, d, $J=7.0$ Hz), 3.55 (1H, q, $J=7.0$ Hz), 6.70 (1H, m). $^{13}\text{C-NMR}$ (CDCl_3) δ : 20.9 (q), 71.5 (d), 169.9. IR (KBr) cm^{-1} : 1720, 1050, 910. UV λ_{max} (EtOH) nm (ϵ): 241 (10860), 288 (9380). UV λ_{max} (H_2O) nm ($\log \epsilon$): 280 (3.25). FAB-MS m/z : 332.1258 (Calcd for $\text{C}_{18}\text{H}_{20}\text{O}_6$: 332.1259). MS m/z : 332 (M^+), 180, 168. $[\alpha]_{\text{D}}^{23}$ -74.5 ($c=1.0$, MeOH). *Anal.* Calcd for $\text{C}_{19}\text{H}_{21}\text{NO}_3$: C, 73.29; H, 6.80; N, 4.50. Found: C, 73.30; H, 6.88; N, 4.65.

6) 命名法

化合物の命名は、IUPAC 制定の命名規則に従ってください。しかし、Chemical Abstracts の索引の命名法ならびに Ring Index の命名法に準ずることもできます。

7) 引用文献及び注記

引用文献等は、雑誌掲載論文、書籍・単行本、インターネット、その他（技術報告・特許・講演等）とします。これ以外は文章的な記述としてください。出現順に通し番号（引用文献 1 件ごとに 1 つの番号とします）を付け、文章右肩に右片カッコ付きのアラビア数字で示し、番号順に並べて REFERENCES として論文末尾に一覧表示してください。雑誌名の略称は PubMed に記載されているものに準拠します。

例)

- 1) Uchino T., Miyazaki Y., Fujii A., Kagawa Y., *Yakugaku Zasshi*, 137, 979-986 (2017).
- 2) 中島信一郎、河野健治、中澤一純、名執葉子、輸液セット中でのジアゼパムの含量低下、*病院薬学*, 15, 49-54 (1989).
- 3) Roques B. P., Florentin D., Callanquin M., *J. Heterocycl. Chem.*, 12, 195-196 (1975).
- 4) Cruickshank R., Duguid I. P., Marmion B. P., Swain R. H. A., "Medical Microbiology," 12th ed., Vol. III, Churchill Livingstone, New York, 1975.
- 5) Tokuda H., Ichiishi E., Onozuka M., Yamaguchi S., "Biology of Nitric Oxide, Part 6," Vol. I, Chap. 2, ed. by Moncada S., Tada N., Maeda H., Portland Press, London, 1998, pp. 185-186.
- 6) Brunner A., Greune H., U. S. Patent 1910462 (1993) [Chem. Abstr., 27, 4092-4096 (1993)].
- 7) Based on a lecture presented at the 30th Symposium on Heterocyclic Chemistry, Tokyo University of Pharmacy & Life Science, Hachioji, on 25 November, 1999.
- 8) International Organization for Standardization. "How we develop standards." <<https://www.iso.org/developing-standards.html>>, cited 5 September, 2018.

引用文献の記載には、著者名は全員を記し、first 及び middle name のイニシャルを記載してください。論文本文中に記載される人名は姓のみ（2 名まで）とします。3 名以上の時は 1 名を記し et al. を付してください。

4. 倫理指針

ヒト並びにヒト試料・情報を対象とした論文は「ヘルシンキ宣言」（1964 年発行、2004 年改訂：<http://www.wma.net/>）の倫理原則に従って研究が行われたことを宣言する必要があります。さらに、本文テキスト中には、研究開始前に所属機関の倫理委員会から承認が得られたことを証明する声明を記載してください。動物実験を含む投稿の場合、著者は本文テキスト内で、著者の所属機関の実験動物ガイドラインに従って研究が行われたことを明示する必要があります。さらに、該当する政府のガイドラインに

従う必要があり、これらは声明として明記されるべきです。それらは、文部科学省等で定められ、公表されている指針に合致しなければなりません。いずれの声明も「方法」に明記してください。

5. 利益相反

投稿された論文の研究の遂行や出版に影響を及ぼす可能性のある金銭的又は個人的な関係がある場合、利益相反が存在します。本誌には、担当編集委員、査読者、編集委員会のメンバーと著者間の利益相反に関する遵守があります。著者は、個人的、金銭的及び非金銭的な利益相反を対象とする **the Council for Science Editors' policies** の方針を参照し、遵守する必要があります。さらに、論文の出版から利益を得る可能性のある企業又は機関と著者との金銭的関係を開示しなければなりません。著者は、金銭的情報開示の指針として以下を考慮する必要があります。

1. 営利(商業)団体・企業からの研究資金、コンサルティング料、謝金など
2. 特許権使用料、ライセンス料、雇用/顧問契約など
3. その他の報酬(旅費、贈答品など)

投稿論文の本文テキストの利益相反の項目(謝辞の後)に開示してください。著者に利益相反がない場合、「開示すべき利益相反はない」のように記載しなければなりません。

6. その他

- 1) 投稿論文の採用が決定した場合には、本文と表 (Word ファイル) 及び図 (PowerPoint ファイル、TIFF、EPS 形式等で保存したファイル、ChemDraw ファイル等) を編集委員会に提出する必要があります。
- 2) 著作権本誌に掲載された論文はいかなる形式で公表される場合においても、その著作権は愛知学院大学薬学会に帰属します。

附記

本規程は平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

本規程は令和 4 年 5 月 11 日から施行する。

愛知学院大学薬学会 奨励賞規程

[趣旨]

第一条 この規定は、薬学の発展に寄与した優れた論文を発表した準会員を表彰し、薬学研究者の育成を図るためのものである。

[名称]

第二条 表彰の名称は、愛知学院大学薬学会奨励賞とする。

[対象]

第三条 次の各項に準じた優秀な論文を対象とする。

- 1) 薬学の発展に寄与するものであること。
- 2) 研究の目的、方法または結果に新規性があり、かつ有用であること。
- 3) 研究の考察が論理的であること。
- 4) 主に愛知学院大学薬学部でなされた研究であること。
- 5) 前年度に掲載された英語原著論文であること。

[資格]

第四条 授賞対象は、次の各項に該当する者とする。

- 1) 愛知学院大学薬学会の準会員であること。
- 2) 過去に本賞を受けたことがないこと。
- 3) 対象論文の第一著者であること。
- 4) 次巻の愛知学院大学薬学会誌に、解説記事を掲載すること。解説記事は、著者の業績のみならず広く文献を渉猟しそのテーマの概要が読者に理解できるようにする。

[選考および表彰]

第五条 正会員より推薦を受けた候補論文から評議員会の議を経て決定される。

第六条 愛知学院大学薬学会は、受賞者を表彰する。

- 1) 愛知学院大学薬学会総会で行う。
- 2) 受賞者には賞状および副賞を授与する。

第七条 前条の表彰を行ったときは、受賞者の氏名、論文を愛知学院大学薬学会誌に公表する。

[その他]

第八条 受賞候補者の選考方法は別に定める。

第九条 この規程の改正は評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

附記

本規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

本規程は令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

愛知学院大学薬学会 奨励賞選考方法

[趣旨]

1. 愛知学院大学薬学部奨励賞の選考は、規程に定める以外は本方法による。

[選考]

2. 受賞候補論文の選考は、次の手順を経て行われる。
 - 1) 正会員である指導教員より推薦理由を付して受賞候補論文を評議員に報告する。
 - 2) 推薦を受けた候補論文の中から評議員会の議を経て受賞候補論文を決定する。
 - 3) 編集幹事が受賞候補論文を総会に報告する。

[件数]

3. 受賞候補論文は、一年当たり若干数とする。ただし一人の準会員が二件以上の受賞対象とはならない。

[副賞]

4. 副賞は、賞金五万円とする。

[その他]

5. 評議員会で受賞候補者の決定後、編集幹事は本人の承諾を得ること。
6. 選考方法の改廃は総会の承認を必要とする。

附記

本方法は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

愛知学院大学薬学会 学会等開催助成規程

[趣旨]

第一条 本事業は、薬学に関する研究・教育の振興を図るため、会員が開催する学会・研究会（以下「学会等」という）を助成することを目的とする。ただし、学内の会議・研究会及び学生が主体となるものは「学会等」から除く。

[名称]

第二条 助成の名称は、愛知学院大学薬学会 学会等開催助成とする。

[対象]

第三条 助成の対象は、学外参加人数が 50 人以上の学会等とする。

[助成対象となる経費]

第四条 助成対象となる経費は、謝金、旅費、会場費、人件費、会議費、消耗品費、用品費、印刷製本費、通信運搬費とする（旅費、人件費は愛知学院大学の規程に準じる）。

[申込と選考]

第五条 学会等を開催する正会員は、前年度末までに当薬学会への申請額を記入した申込書を提出する。その際、開催の資料を添付する。評議員会は、年度始めに、申込書を審査し、助成の可否を決定する。助成額は学会の規模内容を考慮し、1 件当たり 30 万円以内とする。

学外参加人数	助成額（千円）
50～199	150
200～	300

[開催後の報告書提出]

第六条 当該学会等を開催した正会員は、報告書を、会議終了後 3 カ月以内に提出する。報告書は、次巻愛知学院大学薬学会誌に掲載される。また、会計報告書、領収書を別途提出すること。

[その他]

第七条 当該学会等で印刷物を発行する場合は、『愛知学院大学薬学会 学会等開催助成による』旨を書き添える。

第八条 この規程の改正は評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

附記

本規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

愛知学院大学薬学会 卒業研究発表会優秀賞 規程

[趣旨]

第一条 この規定は、愛知学院大学薬学部卒業研究発表会で優秀な発表を行った学部学生を表彰し、薬学研究者及び薬剤師研究者の育成を図るためのものである。

[名称]

第二条 表彰の名称は、愛知学院大学薬学会 卒業研究発表会優秀賞とする。

[対象]

第三条 次の各項に準じた卒業研究発表をした学部学生を対象とする。

- 1) 基礎的な科学力を有すること。
- 2) 研究を遂行する意欲を有すること。
- 3) 研究を遂行する問題発見・解決能力を有すること。
- 4) プレゼンテーションが優れていること。

[資格]

第四条 授賞対象は、愛知学院大学薬学会の準会員とする。

[選考および表彰]

第五条 教員より推薦を受けた候補論文から評議員会の議を経て決定される。

第六条 愛知学院大学薬学会は、受賞者を表彰する。受賞者には賞状および副賞を授与する。

[その他]

第七条 受賞候補者の選考方法は別に定める。

第八条 この規程の改正は評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

附記

本規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

愛知学院大学薬学会 卒業研究発表会優秀賞選考方法

[趣旨]

1. 愛知学院大学薬学会 卒業研究発表会優秀賞の選考は、規程に定める以外は本方法による。

[選考]

2. 優秀賞の選考は、次の手順を経て行われる。
 - 1) 選考は、卒業論文の評価基準に基づいて行う。
 - 2) 各講座は、発表会終了後速やかに、優秀賞候補者を講座教員数選拔し、評議員に推薦する。
 - 3) 評議員会の議を経て、優秀賞受賞者が決定される。

[副賞]

3. 副賞は図書券等とする。なお、支給額は予算に合わせて決定する。

[その他]

4. 選考方法の改廃は総会の承認を必要とする。

附記

本方法は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

本方法は令和 5 年 4 月 20 日より施行する。

本方法は令和 6 年 6 月 5 日より施行する。

愛知学院大学薬学会 準会員の学会発表等に要する旅費援助に関する規程

[趣旨]

第一条 本規程は、愛知学院大学薬学会準会員が筆頭発表者として研究の成果発表を行うときの出張に要する経費を援助するものである。

[旅費支給対象]

第二条 旅費の支給は、国内および海外で開催される学会等で筆頭発表者として研究成果の発表を行う愛知学院大学薬学会準会員を対象とする。

[旅費支給額]

第三条 支給する旅費は、交通費、参加費、宿泊補助費（1泊1万円まで）とする。交通費の算出は科学研究費補助金の規定に準ずる。ただし、国内で開催される学会等への旅費の支給額は、会計年度を通じて5万円を限度とし、支給回数に制限をもうけない。国外で開催される学会等に対しては旅費の2割までを限度とし、支給額は予算に合わせて決定され、会計年度あたり1回までとする。

[手続]

第四条 受給希望者は、次の手続を行う。

- 1) 旅費の受給希望者は、所定の用紙（旅費申請書（AGUP 様式 1））に必要事項を記入し、旅費見積もりと併せて講座主任教授を通じて愛知学院大学薬学会庶務担当幹事に提出する。
- 2) 出張後は、発表した学会等の資料（コピー）と出張報告書（A4、様式任意）、旅費領収書を速やかに愛知学院大学薬学会会計に提出する。

[報告]

第五条 旅費の支給を受けて発表した内容は、愛知学院大学薬学会誌上で報告することとする。

附記

本規程は平成27年5月1日より施行する。

本規程は平成29年5月19日より施行する。

本規程は平成30年5月18日より施行する。

本規程は令和5年4月20日より施行する。

準会員の教育活動ならびに研修活動等に要する旅費援助に関する規程

[趣旨]

第一条 本規程は、愛知学院大学薬学会準会員が教育活動ならびに研修活動等に参加する経費を援助するものである。

[旅費支給対象]

第二条 旅費は、愛知学院大学薬学会評議委員会で許可を受けた教育活動ならびに研修活動等に参加する学生へ援助として支給する。対象は愛知学院大学薬学会準会員（学部学生、大学院生）とする。

[旅費支給額]

第三条 支給する旅費は、交通費、参加費、宿泊補助費（1泊1万円まで）とする。交通費の算出は科学研究費補助金の規定に準ずる。ただし、国内で開催される活動への支給は会計年度を通じて5万円を限度とし、支給回数に制限はもうけない。国外で開催される活動への支給額は、予算に合わせて決定され、会計年度あたり1回までとする。また、国外への旅費支給は1カ国あたり1回までとする。旅費の2割までを限度とし支給する。

[手続]

第四条 受給希望者は、次の手続を行う。

- 1) 旅費の受給希望者は、所定の用紙（旅費申請書（AGUP 様式1））に必要事項を記入し、旅費見積もりと併せて講座主任教授、学年主任、当該委員会委員長等を通じて愛知学院大学薬学会庶務担当幹事に提出する。
- 2) 出張後は教育活動または研修活動の資料（コピー）と出張報告書（A4、様式任意）、旅費領収書を速やかに愛知学院大学薬学会会計に提出する。

[報告]

第五条 旅費の支給を受けて行った教育・研修活動の内容は、愛知学院大学薬学会誌上で報告することとする。

[中止時の取り扱い]

第六条 国外研修の不測の事態等による参加中止の場合の旅費支給の取り扱いは、愛知学院大学薬学会評議委員会にて審議して決定する。

附記

本規程は平成22年10月1日より施行する。

本規程は平成25年5月17日より施行する。

本規程は平成27年5月1日より施行する。

本規程は令和5年4月20日より施行する。

本規程は令和6年6月5日より施行する。

旅 費 ・ 参 加 費 援 助 申 請 書

令和 年 月 日

愛知学院大学薬学会長 殿

愛知学院大学薬学会準会員の下記の[学会参加・出張]に[旅費・参加費]を支給していただきますようお願い致します。

記

出張者氏名		所属講座・学年	
参加学会・会議 等名称			
用務先	(例：〇〇大学〇〇学部、〇〇コンベンションセンター)		
用務地	(例：〇〇県〇〇市)		
日程	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)		

教授 _____ 印